



基発第0205003号
平成16年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険収支改善推進事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成12年12月14日付け基発第744号「労災保険収支改善推進事業について」により指示しているところであるが、今般、下記の内容につき当該事業に係る要綱の一部を改正したので、通知する。

なお、改正後の労災保険収支改善推進事業実施要綱及び新旧対照表を添付するので参考にされたい。

記

- 1 収支改善推進員の推薦人数を6名から8名に増員したこと。
- 2 総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントが、在任中に死亡等した場合の委嘱の手続きについて明記したこと。

「労災保険収支改善推進事業実施要綱」新旧対照表

旧	新
<p>1 目的</p> <p>収支均衡を図り収支を改善させるためには料率の引き上げによる対応のみでは限界があり、業界団体の自主的取組による収支改善活動をより一層推進していくことが強く求められることから、業界内の問題を積極的に受け止め対策を講じて活動を展開して行こうとする業界団体に対し、当該団体の申し出に基づき災害防止活動及び収入改善活動等に関し必要な支援を行うことを目的とするものである。</p>	<p>1 目的</p> <p>収支均衡を図り収支を改善させるためには料率の引き上げによる対応のみでは限界があり、業界団体の自主的取組による収支改善活動をより一層推進していくことが強く求められることから、業界内の問題を積極的に受け止め対策を講じて活動を展開して行こうとする業界団体に対し、当該団体の申し出に基づき災害防止活動及び収入改善活動等に関し必要な支援を行うことを目的とするものである。</p>
<p>2 収支改善推進事業の概要</p> <p>(1) 推進団体の認定</p> <p>労災保険における収支改善のために自主的な取組を推進しようとする業界団体であって一定の基準を満たすものは、収支改善計画、事務処理体制、当該団体の概要等を示す書類を、厚生労働省労働基準局長（以下「本省局長」という。）に予め提出する。</p> <p>本省局長は、提出書類を審査した結果、本収支改善推進事業における活動を適切に実施し得ると判断した場合、当該団体を収支改善のために事業を推進する団体（以下「推進団体」という。）として認定する。</p> <p>認定期間は原則として3年度間とし、再認定を行う</p>	<p>2 収支改善推進事業の概要</p> <p>(1) 推進団体の認定</p> <p>労災保険における収支改善のために自主的な取組を推進しようとする業界団体であって一定の基準を満たすものは、収支改善計画、事務処理体制、当該団体の概要等を示す書類を、厚生労働省労働基準局長（以下「本省局長」という。）に予め提出する。</p> <p>本省局長は、提出書類を審査した結果、本収支改善推進事業における活動を適切に実施し得ると判断した場合、当該団体を収支改善のために事業を推進する団体（以下「推進団体」という。）として認定する。</p> <p>認定期間は原則として3年度間（ただし、平成16</p>

旧	新
<p>ことができる。認定期間中、推進団体は各年度ごとに年間の活動計画を提出し、また、活動実績を報告する。</p> <p>(2) 支援の内容 厚生労働省労働基準局（以下「本省」という。）は、推進団体に対し指導助言及び資料の提供を行うとともに、本省局長は当該団体の活動の中核となる者として総括収支改善推進者（1名）、収支改善推進員（原則2名）、収支改善コンサルタント（1名）を委嘱する。これらの委嘱者に対しては活動実績に応じて謝金を支給する。 また、行政内部における支援体制として、本省内に関係各課の担当官により構成する収支改善推進委員会を置く。 さらに、指導及び助言を包括的に行う場として、各団体ごとに収支改善対策協議会を開催することができるものとする。</p>	<p><u>年4月1日より認定する団体については2年度間</u>）とし、再認定を行うことができる。認定期間中、推進団体は各年度ごとに年間の活動計画を提出し、また、活動実績を報告する。</p> <p>(2) 支援の内容 厚生労働省労働基準局（以下「本省」という。）は、推進団体に対し指導助言及び資料の提供を行うとともに、本省局長は当該団体の活動の中核となる者として総括収支改善推進者（1名）、収支改善推進員（原則2名）、収支改善コンサルタント（1名）を委嘱する。これらの委嘱者に対しては活動実績に応じて謝金を支給する。 また、行政内部における支援体制として、本省内に関係各課の担当官により構成する収支改善推進委員会を置く。 さらに、指導及び助言を包括的に行う場として、各団体ごとに収支改善対策協議会を開催することができるものとする。</p>
<p>3 推進団体の認定</p> <p>(1) 推進団体の認定基準 推進団体は、概ね次の基準に該当する全国規模の業界団体の中から認定するものとする。 ただし、認定基準に該当する複数の業界団体が共同</p>	<p>3 推進団体の認定</p> <p>(1) 推進団体の認定基準 推進団体は、概ね次の基準に該当する全国規模の業界団体の中から認定するものとする。 ただし、認定基準に該当する複数の業界団体が共同</p>

旧	新
<p>して収支改善のための組織を設けている場合及び単一の業界組織が複数の業種に係る団体であっても複数の業種に関し認定基準に該当している場合にあつてはその組織状況等を勘案して当該組織を推進団体として認定することができるものとする。</p> <p>イ 直近3年間における当該業種の保険給付及び特別支給金の額との合計と保険料収入の額から労働福祉事業費分の額を差し引いた額との比率（以下「収支率」という。）が概ね90%以上である業種に係る業界団体であること</p> <p>ロ 地方の下部組織に対し指導的立場にある業界団体であつて、事務処理能力、業界への影響力等から当該業界団体の取組により収支改善の効果が期待できるもの</p> <p>ハ 収支改善計画、収支改善目標が具体的かつ適切に決められているもの</p> <p>(2) 認定手続</p> <p>本事業において推進団体として収支改善のための自主的活動を取り組もうとする団体は、推進団体としての認定を受けるため下記イからハに関する書類を推進団体としての活動を予定する前年度の2月10日までに本省局長あてに提出し、認定申請（様式第1号）を行うものとする。</p> <p>本省局長は、認定申請に係る書類を審査しその結果を所定の様式（様式第2号）により当該団体に通知す</p>	<p>して収支改善のための組織を設けている場合及び単一の業界組織が複数の業種に係る団体であっても複数の業種に関し認定基準に該当している場合にあつてはその組織状況等を勘案して当該組織を推進団体として認定することができるものとする。</p> <p>イ 直近3年間における当該業種の保険給付及び特別支給金の額との合計と保険料収入の額から労働福祉事業費分の額を差し引いた額との比率（以下「収支率」という。）が概ね90%以上である業種に係る業界団体であること</p> <p>ロ 地方の下部組織に対し指導的立場にある業界団体であつて、事務処理能力、業界への影響力等から当該業界団体の取組により収支改善の効果が期待できるもの</p> <p>ハ 収支改善計画、収支改善目標が具体的かつ適切に決められているもの</p> <p>(2) 認定手続</p> <p>本事業において推進団体として収支改善のための自主的活動を取り組もうとする団体は、推進団体としての認定を受けるため下記イからハに関する書類を推進団体としての活動を予定する前年度の2月10日までに本省局長あてに提出し、認定申請（様式第1号）を行うものとする。</p> <p>本省局長は、認定申請に係る書類を審査しその結果を所定の様式（様式第2号）により当該団体に通知す</p>

旧	新
<p>るものとする。</p> <p>イ 収支改善計画 収支改善のための3年度間の活動計画（以下「収支改善計画」という。）は、次の内容について定めるものとする（様式第3号）。</p> <p>(イ) 収支等の現状と改善目標</p> <ol style="list-style-type: none"> a 前年度までの3年間の収支状況及び近年の災害発生（新規受給者数等）の状況 b 収支悪化の原因分析（災害分析、保険料分析） c 3年度間の収支改善活動により最終年度に達成しようとする目標の収支率及び災害件数（新規受給者数） <p>(ロ) 収支改善対策</p> <ol style="list-style-type: none"> a 労働災害防止対策 b 収入増対策（未参入対策活動も含む） c 3年間の重点的取組実施事項及び活動スケジュール <p>ロ 収支改善活動の体制 収支改善活動を行うに当たっての取組体制として次の(イ)から(ハ)のそれぞれについて、個人の履歴と当該団体の推薦があることの証を記載するものとする。</p> <p>(イ) 総括収支改善推進者として予定している者推進団体としての認定を受けようとする団体を指揮し3年度間の収支改善活動を総括する下記4(1)の総括収支改善推進者としての職務を担当する者と</p>	<p>るものとする。</p> <p>イ 収支改善計画 収支改善のための3年度間の活動計画（以下「収支改善計画」という。）は、次の内容について定めるものとする（様式第3号）。</p> <p>(イ) 収支等の現状と改善目標</p> <ol style="list-style-type: none"> a 前年度までの3年間の収支状況及び近年の災害発生（新規受給者数等）の状況 b 収支悪化の原因分析（災害分析、保険料分析） c 3年度間の収支改善活動により最終年度に達成しようとする目標の収支率及び災害件数（新規受給者数） <p>(ロ) 収支改善対策</p> <ol style="list-style-type: none"> a 労働災害防止対策 b 収入増対策（未参入対策活動も含む） c 3年間の重点的取組実施事項及び活動スケジュール <p>ロ 収支改善活動の体制 収支改善活動を行うに当たっての取組体制として次の(イ)から(ハ)のそれぞれについて、個人の履歴と当該団体の推薦があることの証を記載するものとする。</p> <p>(イ) 総括収支改善推進者として予定している者推進団体としての認定を受けようとする団体を指揮し3年度間の収支改善活動を総括する下記4(1)の総括収支改善推進者としての職務を担当する者と</p>

旧	新
<p>して当該団体が推薦する者の氏名（1名、様式第4号）</p> <p>(ロ) 収支改善推進員として予定している者 推進団体としての認定を受けようとする団体が定める収支改善計画を具体化し実行する下記4(2)の収支改善推進員としての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名（<u>6名</u>まで推薦可、様式第5号）</p> <p>(ハ) 収支改善コンサルタントとして予定している者 推進団体としての認定を受けようとする団体が収支改善のための取組を実施するに当たり技術的支援をする下記4(3)の収支改善コンサルタントとしての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名（1名、様式第6号） なお、収支改善コンサルタントは、安全管理士、衛生管理士、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から推薦するものとする。</p> <p>ハ 業界団体の組織に関する書類 業界団体の組織に関する次の事項を記載するものとする（様式第1号）。</p> <p>(イ) 業界団体の組織構成（組織図、各々の役割）</p> <p>(ロ) 業界団体の構成規模（会員事業数、労働者数、組織率）</p> <p>(ハ) 地方支部組織の体制の概要（地方支部数、地方支部の組織図、会員事業数）</p>	<p>して当該団体が推薦する者の氏名（1名、様式第4号）</p> <p>(ロ) 収支改善推進員として予定している者 推進団体としての認定を受けようとする団体が定める収支改善計画を具体化し実行する下記4(2)の収支改善推進員としての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名（<u>8名</u>まで推薦可、様式第5号）</p> <p>(ハ) 収支改善コンサルタントとして予定している者 推進団体としての認定を受けようとする団体が収支改善のための取組を実施するに当たり技術的支援をする下記4(3)の収支改善コンサルタントとしての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名（1名、様式第6号） なお、収支改善コンサルタントは、安全管理士、衛生管理士、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から推薦するものとする。</p> <p>ハ 業界団体の組織に関する書類 業界団体の組織に関する次の事項を記載するものとする（様式第1号）。</p> <p>(イ) 業界団体の組織構成（組織図、各々の役割）</p> <p>(ロ) 業界団体の構成規模（会員事業数、労働者数、組織率）</p> <p>(ハ) 地方支部組織の体制の概要（地方支部数、地方支部の組織図、会員事業数）</p>

旧	新
<p>(ニ) これまで組織強化として取り組んだ活動内容及び地方支部への指導内容の概要</p> <p>(3) 認定期間等 認定期間は原則として3年度間とし、再認定を行うことができるものとする。 ただし、認定を受けた推進団体が3年度間の途中で認定取消の申請を行い（様式第7号）本省局長が認定の継続は困難と判断したとき、又は、下記5(2)口の収支改善計画推進状況報告及び4(4)の1年間の活動実績等から判断して認定の継続は適当でないとして本省局長が認めた場合には、3年度間の認定期間の途中であっても認定を取り消すことがある（様式第8号）。</p>	<p>(ニ) これまで組織強化として取り組んだ活動内容及び地方支部への指導内容の概要</p> <p>(3) 認定期間等 認定期間は原則として3年度間とし、再認定を行うことができるものとする。 ただし、認定を受けた推進団体が3年度間の途中で認定取消の申請を行い（様式第7号）本省局長が認定の継続は困難と判断したとき、又は、下記5(2)口の収支改善計画推進状況報告及び4(4)の1年間の活動実績等から判断して認定の継続は適当でないとして本省局長が認めた場合には、3年度間の認定期間の途中であっても認定を取り消すことがある（様式第8号）。</p>
<p>4 推進団体における収支改善活動体制</p> <p>本省局長は推進団体における収支改善活動を中心となって推進する者に対し収支改善業務を委嘱することとし、推進団体は委嘱のあった者を中核とした活動体制を整え、業界の収支改善のための取組を実施していくものとする。 特に、安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から本省局長が委嘱する収支改善コンサルタントについては、推進団体が行う収支改善活動に対し行政との連携を図りながら指導及び援助を行うものとし、推進団体は収支改善コンサルタントを積極的に活用して収支改善のための取組を実施していくものとする。</p>	<p>4 推進団体における収支改善活動体制</p> <p>本省局長は推進団体における収支改善活動を中心となって推進する者に対し収支改善業務を委嘱することとし、推進団体は委嘱のあった者を中核とした活動体制を整え、業界の収支改善のための取組を実施していくものとする。 特に、安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から本省局長が委嘱する収支改善コンサルタントについては、推進団体が行う収支改善活動に対し行政との連携を図りながら指導及び援助を行うものとし、推進団体は収支改善コンサルタントを積極的に活用して収支改善のための取組を実施していくものとする。</p>

旧	新
<p>(1) 総括収支改善推進者</p> <p>イ 職務内容</p> <p>総括収支改善推進者は、当該推進団体が収支改善のために取り組む活動を総括して推進していく責任者であり、主に次の事項に関する職務を行うものとする。</p> <p>(イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定</p> <p>(ロ) 災害要因分析及び労災保険料に関する分析</p> <p>(ハ) 収支改善コンサルタントからの助言を得て行う収支改善推進員に対する指示</p> <p>(ニ) 地方支部責任者に対する指導</p> <p>(ホ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席</p> <p>(ヘ) その他収支改善に関し総括して推進していく上で必要な事項等</p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第4号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策の活動に関し、当該団体と行政との連携を強化し当該活動を総括して推進する者としてふさわしいと認める者を、各団体の総括収支改善推進者として委嘱するものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、総括収支改善推進者委嘱状(様式第9号)の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期</p>	<p>(1) 総括収支改善推進者</p> <p>イ 職務内容</p> <p>総括収支改善推進者は、当該推進団体が収支改善のために取り組む活動を総括して推進していく責任者であり、主に次の事項に関する職務を行うものとする。</p> <p>(イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定</p> <p>(ロ) 災害要因分析及び労災保険料に関する分析</p> <p>(ハ) 収支改善コンサルタントからの助言を得て行う収支改善推進員に対する指示</p> <p>(ニ) 地方支部責任者に対する指導</p> <p>(ホ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席</p> <p>(ヘ) その他収支改善に関し総括して推進していく上で必要な事項等</p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第4号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策の活動に関し、当該団体と行政との連携を強化し当該活動を総括して推進する者としてふさわしいと認める者を、各団体の総括収支改善推進者として委嘱するものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、総括収支改善推進者委嘱状(様式第9号)の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期</p>

旧	新
<p>間と同一とする。</p> <p>なお、総括収支改善推進者に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</p> <p>(ハ) 総括収支改善推進者は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>(2) 収支改善推進員</p> <p>イ 職務内容</p> <p>収支改善推進員は、総括収支改善推進者の指示を受け収支改善計画及び年間計画を具体化し実施していく実行者として、主に次の事項を行うものとする。</p> <p>(イ) 下記5の年間計画の策定参画</p> <p>(ロ) 地方支部及び会員事業場の指導、パトロールの実施</p> <p>(ハ) 当該団体に属さない未参入事業場に対する収支改善対策の啓蒙活動</p> <p>(ニ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席</p>	<p>間と同一とする。</p> <p>(ハ) 総括収支改善推進者に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</p> <p><u>ただし、総括収支改善者に委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。</u></p> <p>(ニ) 総括収支改善推進者は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>(2) 収支改善推進員</p> <p>イ 職務内容</p> <p>収支改善推進員は、総括収支改善推進者の指示を受け収支改善計画及び年間計画を具体化し実施していく実行者として、主に次の事項を行うものとする。</p> <p>(イ) 下記5の年間計画の策定参画</p> <p>(ロ) 地方支部及び会員事業場の指導、パトロールの実施</p> <p>(ハ) 当該団体に属さない未参入事業場に対する収支改善対策の啓蒙活動</p> <p>(ニ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席</p>

旧	新
<p>(ハ) <u>その他収支改善計画を実施していく上で必要な事項等</u></p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第5号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体の地方支部及び会員事業場に対し指導及び未参入事業場に対する指導を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、その者を収支改善推進員として委嘱するものとする。</p> <p>委嘱は原則2名までとするが、当該団体の実情等にかんがみ必要な活動を展開していく上で不可欠であると本省局長が認める場合には<u>6名</u>まで収支改善推進員として委嘱することができるものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善推進員委嘱状（様式第12号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。</p> <p><u>なお</u>、収支改善推進員に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</p>	<p>(ホ) <u>その他収支改善計画を実施していく上で必要な事項等</u></p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第5号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体の地方支部及び会員事業場に対し指導及び未参入事業場に対する指導を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、その者を収支改善推進員として委嘱するものとする。</p> <p>委嘱は原則2名までとするが、当該団体の実情等にかんがみ必要な活動を展開していく上で不可欠であると本省局長が認める場合には<u>8名</u>まで収支改善推進員として委嘱することができるものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善推進員委嘱状（様式第12号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。</p> <p>(ハ) <u>収支改善推進員に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</u></p> <p><u>ただし、収支改善推進員に委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。</u></p>

旧	新
<p>(ハ) 収支改善推進員は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>(3) 収支改善コンサルタント</p> <p>イ 職務内容</p> <p>収支改善コンサルタントは、収支改善に関して開催する会議等（安全衛生委員会等）に出席し専門技術的な観点から次の事項について指導及び助言を行うほか、下記8の業務を行うものとする。</p> <p>(イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定及び推進に関する事項</p> <p>(ロ) 災害要因分析及び収支分析に関する事項</p> <p>(ハ) 収支改善の活動方法に関する事項</p> <p>(ニ) その他労働災害防止に関して必要な技術的事項</p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第6号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策に関する専門技術的事項について指導及び助言を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、個々の団体ごとに収支改善コンサルタントを委嘱するものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善コンサルタント委嘱状（様式第13号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を</p>	<p>(ニ) 収支改善推進員は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>(3) 収支改善コンサルタント</p> <p>イ 職務内容</p> <p>収支改善コンサルタントは、収支改善に関して開催する会議等（安全衛生委員会等）に出席し専門技術的な観点から次の事項について指導及び助言を行うほか、下記8の業務を行うものとする。</p> <p>(イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定及び推進に関する事項</p> <p>(ロ) 災害要因分析及び収支分析に関する事項</p> <p>(ハ) 収支改善の活動方法に関する事項</p> <p>(ニ) その他労働災害防止に関して必要な技術的事項</p> <p>ロ 委嘱手続き</p> <p>(イ) 本省局長は、様式第6号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策に関する専門技術的事項について指導及び助言を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、個々の団体ごとに収支改善コンサルタントを委嘱するものとする。</p> <p>(ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善コンサルタント委嘱状（様式第13号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を</p>

旧	新
<p>行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。</p> <p>なお、<u>収支改善コンサルタントに委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</u></p> <p>(ハ) 収支改善コンサルタントは、当年度の具体的な活動計画書を4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第14号）。</p> <p>(4) 活動実績の報告</p> <p>総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、当年度における一年間の活動実績を次年度の4月5日までに本省局長あて報告するものとする（総括収支改善推進者及び収支改善推進員については下記5の報告と合わせた様式第17号、収支改善コンサルタントについては第15号）。</p> <p>また、総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、原則として一月ごとに謝金支払いのために必要な書類を本省局長あて提出するも</p>	<p>行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。</p> <p>(ハ) <u>収支改善コンサルタントに委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。</u></p> <p><u>ただし、収支改善コンサルタントに委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。</u></p> <p>(ニ) 収支改善コンサルタントは、当年度の具体的な活動計画書を4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第14号）。</p> <p>(4) 活動実績の報告</p> <p>総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、当年度における一年間の活動実績を次年度の4月5日までに本省局長あて報告するものとする（総括収支改善推進者及び収支改善推進員については下記5の報告と合わせた様式第17号、収支改善コンサルタントについては第15号）。</p> <p>また、総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、原則として一月ごとに謝金支払いのために必要な書類を本省局長あて提出するも</p>

旧	新
<p>のとする（別添の謝金支払規程に従うこと）。</p> <p>5 年間計画</p> <p>(1) 年間計画の策定等 推進団体として認定されたときは、労災保険の収支内容とする年間計画を策定するものとする。年間計画は、原則として各年度の4月末日までに本省局長あて提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>なお、年間計画は収支改善コンサルタントの指導及び助言をもとに策定するものとする。</p> <p>イ 年間の重点的取組実施事項 ロ 地方支部への強化指導活動の内容 ハ 当該団体に属さない事業主に対する収支改善対策の啓蒙指導 ニ 講習会における講師派遣や専門的分析等の依頼など本省に対し希望する指導・援助の内容 ホ その他収支改善に関し必要な事項等</p> <p>(2) 収支改善対策実施状況報告 推進団体は、当年度における収支改善対策実施状況をとりまとめ、次年度の4月5日までに本省局長あて収支改善計画推進状況報告（様式第17号）により報告するものとする。</p>	<p>のとする（別添の謝金支払規程に従うこと）。</p> <p>5 年間計画</p> <p>(1) 年間計画の策定等 推進団体として認定されたときは、労災保険の収支内容とする年間計画を策定するものとする。年間計画は、原則として各年度の4月末日までに本省局長あて提出するものとする（様式第16号）。</p> <p>なお、年間計画は収支改善コンサルタントの指導及び助言をもとに策定するものとする。</p> <p>イ 年間の重点的取組実施事項 ロ 地方支部への強化指導活動の内容 ハ 当該団体に属さない事業主に対する収支改善対策の啓蒙指導 ニ 講習会における講師派遣や専門的分析等の依頼等、本省に対し希望する指導・援助の内容 ホ その他収支改善に関し必要な事項等</p> <p>(2) 収支改善対策実施状況報告 推進団体は、当年度における収支改善対策実施状況をとりまとめ、次年度の4月5日までに本省局長あて収支改善計画推進状況報告（様式第17号）により報告するものとする。</p>
<p>6 行政側の支援等</p>	<p>6 行政側の支援等</p>

旧	新
<p>(1) 本省における支援 推進団体が自主的に取り組む収支改善活動の円滑な実施を支援するため、本省は次の指導及び援助等を行う。</p> <p>イ 収支改善目標の設定等に係る収支状況の数字データの提供</p> <p>ロ 講習会の開催や講師派遣等について協力依頼があった場合における必要な援助</p> <p>ハ 各種会議での収支改善計画又は年間計画及び活動状況に係る指導</p> <p>ニ その他収支改善推進事業の円滑な実施に当たって必要な指導・援助</p> <p>(2) 謝金の支給 総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントが4(4)により提出した一月ごとの活動実績の報告に基づき、本省局長は委嘱業務に係る謝金を別添の謝金支払規程により支給するものとする。</p> <p>ただし、総括収支改善推進者については年間20万円、収支改善推進員については一名につき年間30万円、収支改善コンサルタントについては年間50万円をもって謝金の上限額とする。</p> <p>(3) 推進団体からの指導・援助の申し込み 推進団体が労働基準行政に対し指導及び援助等を求</p>	<p>(1) 本省における支援 推進団体が自主的に取り組む収支改善活動の円滑な実施を支援するため、本省は次の指導及び援助等を行う。</p> <p>イ 収支改善目標の設定等に係る収支状況の数字データの提供</p> <p>ロ 講習会の開催や講師派遣等について協力依頼があった場合における必要な援助</p> <p>ハ 各種会議での収支改善計画又は年間計画及び活動状況に係る指導</p> <p>ニ その他収支改善推進事業の円滑な実施に当たって必要な指導・援助</p> <p>(2) 謝金の支給 総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントが4(4)により提出した一月ごとの活動実績の報告に基づき、本省局長は委嘱業務に係る謝金を別添の謝金支払規程により支給するものとする。</p> <p>ただし、総括収支改善推進者については年間20万円、収支改善推進員については一名につき年間30万円、収支改善コンサルタントについては年間50万円をもって謝金の上限額とする。</p> <p>(3) 推進団体からの指導・援助の申し込み 推進団体が労働基準行政に対し指導及び援助等を求</p>

旧	新
<p>めようとするときは、所定の様式（様式第18号）により本省労災補償部労災管理課労災保険財政数理室（以下「本省数理室」という。）にその申込みを行うことができるものとする。</p>	<p>めようとするときは、所定の様式（様式第18号）により本省労災補償部労災管理課労災保険財政数理室（以下「本省数理室」という。）にその申込みを行うことができるものとする。</p>
<p>7 行政内部の体制</p> <p>(1) 本省における体制（収支改善対策推進委員会） 推進団体の認定を受けようとして改善対象業種に係る業界団体から提出のあった書類の審査及び重点指導事項の決定等を行うため、次により、本省に収支改善対策推進委員会（以下「本省推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>イ 構成 本省推進委員会は、労災管理課長を統括者とし、労働保険徴収課、監督課、労災管理課、補償課、計画課、安全課、労働衛生課、化学物質調査課及び賃金時間課の各担当官を構成員（以下「担当官」という。）とする。</p> <p>ロ 本省推進委員会の業務 (イ) 推進団体の認定を受けようとして提出のあった書類の審査 (ロ) 推進団体に対する重点指導事項の決定 (ハ) 推進団体の活動状況の総括評価 (ニ) その他運営に関し必要な事項についての協議</p> <p>ハ 会議</p>	<p>7 行政内部の体制</p> <p>(1) 本省における体制（収支改善対策推進委員会） 推進団体の認定を受けようとして改善対象業種に係る業界団体から提出のあった書類の審査及び重点指導事項の決定等を行うため、次により、本省に収支改善対策推進委員会（以下「本省推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>イ 構成 本省推進委員会は、労災管理課長を統括者とし、労働保険徴収課、監督課、労災管理課、補償課、計画課、安全課、労働衛生課、化学物質調査課及び賃金時間課の各担当官を構成員（以下「担当官」という。）とする。</p> <p>ロ 本省推進委員会の業務 (イ) 推進団体の認定を受けようとして提出のあった書類の審査 (ロ) 推進団体に対する重点指導事項の決定 (ハ) 推進団体の活動状況の総括評価 (ニ) その他運営に関し必要な事項についての協議</p> <p>ハ 会議</p>

旧	新
<p>本省推進委員会は必要に応じて担当官による会議を開催することとする。</p> <p>統括者は、ロの業務を行うに当たり必要があると認めるときは本省推進委員会の担当官を招集して会議を行うことができるものとする。</p> <p>ニ 統括代理</p> <p>本省数理室室長は、統括者を代理するものとする</p> <p>ホ 庶務及び連絡窓口</p> <p>本省推進室の庶務及び推進団体からの相談又は指導依頼等に係る連絡窓口は、本省数理室において行うものとする。</p> <p>(2) 収支改善対策協議会</p> <p>労災管理課長は、推進団体の指導等を行うため必要があると認めるときは、総括収支改善推進者、収支改善推進員、収支改善コンサルタント及びその他担当官を召集して次の事項について収支改善のための対策協議会（以下「収支改善対策協議会」という。）を開催することができる。</p> <p>イ 協議事項</p> <p>(イ) 推進団体から提出された収支改善計画及び年間計画に対する指導</p> <p>(ロ) 収支改善計画及び年間計画の実施状況の確認及び実施状況を踏まえた計画の推進のための指導</p> <p>(ハ) 推進団体が行った活動実施結果の評価</p> <p>(ニ) その他収支改善に関し必要な事項等</p>	<p>本省推進委員会は必要に応じて担当官による会議を開催することとする。</p> <p>統括者は、ロの業務を行うに当たり必要があると認めるときは本省推進委員会の担当官を招集して会議を行うことができるものとする。</p> <p>ニ 統括代理</p> <p>本省数理室室長は、統括者を代理するものとする</p> <p>ホ 庶務及び連絡窓口</p> <p>本省推進室の庶務及び推進団体からの相談又は指導依頼等に係る連絡窓口は、本省数理室において行うものとする。</p> <p>(2) 収支改善対策協議会</p> <p>労災管理課長は、推進団体の指導等を行うため必要があると認めるときは、総括収支改善推進者、収支改善推進員、収支改善コンサルタント及びその他担当官を召集して次の事項について収支改善のための対策協議会（以下「収支改善対策協議会」という。）を開催することができる。</p> <p>イ 協議事項</p> <p>(イ) 推進団体から提出された収支改善計画及び年間計画に対する指導</p> <p>(ロ) 収支改善計画及び年間計画の実施状況の確認及び実施状況を踏まえた計画の推進のための指導</p> <p>(ハ) 推進団体が行った活動実施結果の評価</p> <p>(ニ) その他収支改善に関し必要な事項等</p>

旧	新
<p>ロ 開催手続き 収支改善協議会を開催するときは、少なくとも2ヶ月以上前に対象となる推進団体に対し開催通知を行うものとする（様式第19号）。通知を行うに当たり、収支改善対策協議会用の資料を推進団体に用意するよう指示を行うことができるものとする。</p> <p>ニ 庶務 収支改善協議会の庶務は、本省数理室において行うものとする。</p>	<p>ロ 開催手続き 収支改善協議会を開催するときは、少なくとも2ヶ月以上前に対象となる推進団体に対し開催通知を行うものとする（様式第19号）。通知を行うに当たり、収支改善対策協議会用の資料を推進団体に用意するよう指示を行うことができるものとする。</p> <p>ニ 庶務 収支改善協議会の庶務は、本省数理室において行うものとする。</p>
<p>8 収支改善コンサルタントと労働基準行政との連携</p> <p>本省局長が委嘱する収支改善コンサルタントは、推進団体の活動状況及び業界の実態等を専門的な視点から分析し推進団体が効果的な活動を展開していけるよう、本省との連携を図りながら次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 本省推進委員会への出席 本省推進委員会の総括者は必要と認めるとき本省推進委員会の会議に収支改善コンサルタントを出席させ、推進団体の活動状況及び業界の実態等を聴取したうえ推進団体の指導のあり方等について必要な指示を行うことができるものとする。</p> <p>また、収支改善コンサルタントは必要に応じて本省数理室と連携を図り、推進団体の効果的な活動のあり方等について意見交換を行うものとする。</p>	<p>8 収支改善コンサルタントと労働基準行政との連携</p> <p>本省局長が委嘱する収支改善コンサルタントは、推進団体の活動状況及び業界の実態等を専門的な視点から分析し推進団体が効果的な活動を展開していけるよう、本省との連携を図りながら次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 本省推進委員会への出席 本省推進委員会の総括者は必要と認めるとき本省推進委員会の会議に収支改善コンサルタントを出席させ、推進団体の活動状況及び業界の実態等を聴取したうえ推進団体の指導のあり方等について必要な指示を行うことができるものとする。</p> <p>また、収支改善コンサルタントは必要に応じて本省数理室と連携を図り、推進団体の効果的な活動のあり方等について意見交換を行うものとする。</p>

旧	新
<p>(2) 推進団体に対する指導・援助 本省推進委員会の会議における指示及び本省数理室との意見交換等を踏まえ、収支改善コンサルタントは推進団体が作成する収支改善計画、年間計画及びその活動内容等について必要な指導及び援助を行うものとする。</p> <p>(3) 地方支部及び個別事業場に対する指導・援助 収支改善コンサルタントは、効果的な収支改善活動を推進していく上で必要と認めるときは推進団体の地方支部及び個別事業場に対して直接指導及び援助を行うことができるものとする。 また、個別事業場において発生した労働災害を分析する必要があるとき、現地に赴き必要な調査を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 本省への報告事項 収支改善コンサルタントが本事業における職務遂行の過程で知り得た事項で今後の収支改善活動の推進に当たって重要となる事項については、本省数理室に所定の様式（第20号）より報告することとする。 収支改善コンサルタントからの報告を受け、本省数理室は報告内容について担当官等との協議の上、推進団体の当該活動を改善させる必要がある、あるいは先進的な活動として他の推進団体に普及する必要がある等の判断を行い必要な対応をするものとする。</p>	<p>(2) 推進団体に対する指導・援助 本省推進委員会の会議における指示及び本省数理室との意見交換等を踏まえ、収支改善コンサルタントは推進団体が作成する収支改善計画、年間計画及びその活動内容等について必要な指導及び援助を行うものとする。</p> <p>(3) 地方支部及び個別事業場に対する指導・援助 収支改善コンサルタントは、効果的な収支改善活動を推進していく上で必要と認めるときは推進団体の地方支部及び個別事業場に対して直接指導及び援助を行うことができるものとする。 また、個別事業場において発生した労働災害を分析する必要があるとき、現地に赴き必要な調査を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 本省への報告事項 収支改善コンサルタントが本事業における職務遂行の過程で知り得た事項で今後の収支改善活動の推進に当たって重要となる事項については、本省数理室に所定の様式（第20号）より報告することとする。 収支改善コンサルタントからの報告を受け、本省数理室は報告内容について担当官等との協議の上、推進団体の当該活動を改善させる必要がある、あるいは先進的な活動として他の推進団体に普及する必要がある等の判断を行い必要な対応をするものとする。</p>

「労災保険収支改善推進事業実施要綱」

1 目 的

収支均衡を図り収支を改善させるためには料率の引き上げによる対応のみでは限界があり、業界団体の自主的取組による収支改善活動をより一層推進していくことが強く求められることから、業界内の問題を積極的に受け止め対策を講じて活動を展開して行こうとする業界団体に対し、当該団体の申し出に基づき災害防止活動及び収入改善活動等に関し必要な支援を行うことを目的とするものである。

2 収支改善推進事業の概要

(1) 推進団体の認定

労災保険における収支改善のために自主的な取組を推進しようとする業界団体であって一定の基準を満たすものは、収支改善計画、事務処理体制、当該団体の概要等を示す書類を、厚生労働省労働基準局長（以下「本省局長」という。）に予め提出する。

本省局長は、提出書類を審査した結果、本収支改善推進事業における活動を適切に実施し得ると判断した場合、当該団体を収支改善のために事業を推進する団体（以下「推進団体」という。）として認定する。

認定期間は原則として3年度間（ただし、平成16年4月1日より認定する団体については2年度間）とし、再認定を行うことができる。認定期間中、推進団体は各年度ごとに年間の活動計画を提出し、また、活動実績を報告する。

(2) 支援の内容

厚生労働省労働基準局（以下「本省」という。）は、推進団体に対し指導助言及び資料の提供を行うとともに、本省局長は当該団体の活動の中核となる者として総括収支改善推進者（1名）、収支改善推進員（原則2名）、収支改善コンサルタント（1名）を委嘱する。これらの委嘱者に対しては活動実績に応じて謝金を支給する。

また、行政内部における支援体制として、本省内に関係各課の担当官により構成する収支改善推進委員会を置く。

さらに、指導及び助言を包括的に行う場として、各団体ごとに収支改善対策協議会を開催することができるものとする。

3 推進団体の認定

(1) 推進団体の認定基準

推進団体は、概ね次の基準に該当する全国規模の業界団体の中から認定するものとする。

ただし、認定基準に該当する複数の業界団体が共同して収支改善のための組織

を設けている場合及び単一の業界組織が複数の業種に係る団体であっても複数の業種に関し認定基準に該当している場合にあっては、その組織状況等を勘案して当該組織を推進団体として認定することができるものとする。

イ 直近3年間における当該業種の保険給付及び特別支給金の額との合計と保険料収入の額から労働福祉事業費分の額を差し引いた額との比率（以下「収支率」という。）が概ね90%以上である業種に係る業界団体であること

ロ 地方の下部組織に対し指導的立場にある業界団体であって、事務処理能力、業界への影響力等から当該業界団体の取組により収支改善の効果が期待できるもの

ハ 収支改善計画、収支改善目標が具体的かつ適切に決められているもの

(2) 認定手続

本事業において推進団体として収支改善のための自主的活動を取り組もうとする団体は、推進団体としての認定を受けるため下記イからハに関する書類を推進団体としての活動を予定する前年度の2月10日までに本省局長あてに提出し、認定申請（様式第1号）を行うものとする。

本省局長は、認定申請に係る書類を審査しその結果を所定の様式（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

イ 収支改善計画

収支改善のための3年度間の活動計画（以下「収支改善計画」という。）は、次の内容について定めるものとする（様式第3号）。

(イ) 収支等の現状と改善目標

- a 前年度までの3年間の収支状況及び近年の災害発生（新規受給者数等）の状況
- b 収支悪化の原因分析（災害分析、保険料分析）
- c 3年度間の収支改善活動により最終年度に達成しようとする目標の収支率及び災害件数（新規受給者数）

(ロ) 収支改善対策

- a 労働災害防止対策
- b 収入増対策（未参入対策活動も含む）
- c 3年間の重点的取組実施事項及び活動スケジュール

ロ 収支改善活動の体制

収支改善活動を行うに当たっての取組体制として次の(イ)から(ハ)のそれぞれについて、個人の履歴と当該団体の推薦があることの証を記載するものとする。

(イ) 総括収支改善推進者として予定している者

推進団体としての認定を受けようとする団体を指揮し3年度間の収支改善

活動を総括する下記4(1)の総括収支改善推進者としての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名(1名、様式第4号)

(ロ) 収支改善推進員として予定している者

推進団体としての認定を受けようとする団体が定める収支改善計画を具体化し実行する下記4(2)の収支改善推進員としての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名(8名まで推薦可、様式第5号)

(ハ) 収支改善コンサルタントとして予定している者

推進団体としての認定を受けようとする団体が収支改善のための取組を実施するに当たり技術的支援をする下記4(3)の収支改善コンサルタントとしての職務を担当する者として当該団体が推薦する者の氏名(1名、様式第6号)

なお、収支改善コンサルタントは、安全管理士、衛生管理士、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から推薦するものとする。

ハ 業界団体の組織に関する書類

業界団体の組織に関する次の事項を記載するものとする(様式第1号)。

(イ) 業界団体の組織構成(組織図、各々の役割)

(ロ) 業界団体の構成規模(会員事業数、労働者数、組織率)

(ハ) 地方支部組織の体制の概要(地方支部数、地方支部の組織図、会員事業数)

(ニ) これまで組織強化として取り組んだ活動内容及び地方支部への指導内容の概要

(3) 認定期間等

認定期間は原則として3年度間とし、再認定を行うことができるものとする。

ただし、認定を受けた推進団体が3年度間の途中で認定取消の申請を行い(様式第7号)本省局長が認定の継続は困難と判断したとき、又は、下記5(2)ロの収支改善計画推進状況報告及び4(4)の1年間の活動実績等から判断して認定の継続は適当でないと本省局長が認めた場合には、3年度間の認定期間の途中であっても認定を取り消すことがある(様式第8号)。

4 推進団体における収支改善活動体制

本省局長は推進団体における収支改善活動を中心となって推進する者に対し収支改善業務を委嘱することとし、推進団体は委嘱のあった者を中核とした活動体制を整え、業界の収支改善のための取組を実施していくものとする。

特に、安全衛生問題に関し、高い学識経験を有している者の中から本省局長が委

嘱する収支改善コンサルタントについては、推進団体が行う収支改善活動に対し行政との連携を図りながら指導及び援助を行うものとし、推進団体は収支改善コンサルタントを積極的に活用して収支改善のための取組を実施していくものとする。

(1) 総括収支改善推進者

イ 職務内容

総括収支改善推進者は、当該推進団体が収支改善のために取り組む活動を総括して推進していく責任者であり、主に次の事項に関する職務を行うものとする。

- (イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定
- (ロ) 災害要因分析及び労災保険料に関する分析
- (ハ) 収支改善コンサルタントからの助言を得て行う収支改善推進員に対する指示
- (ニ) 地方支部責任者に対する指導
- (ホ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席
- (ヘ) その他収支改善に関し総括して推進していく上で必要な事項等

ロ 委嘱手続き

(イ) 本省局長は、様式第4号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策の活動に関し、当該団体と行政との連携を強化し当該活動を総括して推進する者としてふさわしいと認める者を、各団体の総括収支改善推進者として委嘱するものとする。

(ロ) 委嘱は、総括収支改善推進者委嘱状(様式第9号)の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。

(ハ) 総括収支改善推進者に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届(様式第10号)を提出し、書面(様式第11号)により本省局長の承諾を得るものとする。

ただし、総括収支改善者に委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。

(ニ) 総括収支改善推進者は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする(様式第16号)。

(2) 収支改善推進員

イ 職務内容

収支改善推進員は、総括収支改善推進者の指示を受け収支改善計画及び年間計画を具体化し実施していく実行者として、主に次の事項を行うものとする。

- (イ) 下記5の年間計画の策定参画
- (ロ) 地方支部及び会員事業場の指導、パトロールの実施
- (ハ) 当該団体に属さない未参入事業場に対する収支改善対策の啓蒙活動
- (ニ) 本省局長への各種報告及び収支改善対策協議会への出席
- (ホ) その他収支改善計画を実施していく上で必要な事項等

ロ 委嘱手続き

- (イ) 本省局長は、様式第5号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体の地方支部及び会員事業場に対し指導及び未参入事業場に対する指導を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、その者を収支改善推進員として委嘱するものとする。

委嘱は原則2名までとするが、当該団体の実情等にかんがみ必要な活動を展開していく上で不可欠であると本省局長が認める場合には8名まで収支改善推進員として委嘱することができるものとする。

- (ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善推進員委嘱状（様式第12号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。

- (ハ) 収支改善推進員に委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。

ただし、収支改善推進員に委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。

- (ニ) 収支改善推進員は、当年度の具体的な活動計画を下記5の「年間計画」と合わせて4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第16号）。

(3) 収支改善コンサルタント

イ 職務内容

収支改善コンサルタントは、収支改善に関して開催する会議等（安全衛生委員会等）に出席し専門技術的な観点から次の事項について指導及び助言を行うほか、下記8の業務を行うものとする。

- (イ) 上記3(2)イの収支改善計画及び下記5の年間計画の策定及び推進に関する事項
- (ロ) 災害要因分析及び収支分析に関する事項
- (ハ) 収支改善の活動方法に関する事項
- (ニ) その他労働災害防止に関して必要な技術的事項

ロ 委嘱手続き

(イ) 本省局長は、様式第6号により推薦のあった書類等を審査し、推進団体が自主的に行う収支改善対策に関する専門技術的事項について指導及び助言を行わせるため、推進団体が推薦した者が適任であると認める場合には、個々の団体ごとに収支改善コンサルタントを委嘱するものとする。

(ロ) 委嘱は、本省局長が委嘱を行おうとする者に収支改善コンサルタント委嘱状（様式第13号）の交付によって行うものとし、委嘱の期間は、委嘱を行おうとする者の属する推進団体の事業期間と同一とする。

(ハ) 収支改善コンサルタントに委嘱された者が委嘱期間満了前に辞任しようとするときは、本省局長あてに辞任届（様式第10号）を提出し、書面（様式第11号）により本省局長の承諾を得るものとする。

ただし、収支改善コンサルタントに委嘱された者が死亡等により自ら辞任届を提出できない場合においては、当該推進団体を代表する者がその事実を証明できる書類を本省局長あてに提出するものとする。

(ニ) 収支改善コンサルタントは、当年度の具体的な活動計画書を4月末日までに本省局長あてに提出するものとする（様式第14号）。

(4) 活動実績の報告

総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、当年度における一年間の活動実績を次年度の4月5日までに本省局長あて報告するものとする（総括収支改善推進者及び収支改善推進員については下記5の報告と合わせた様式第17号、収支改善コンサルタントについては第15号）。

また、総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントは、原則として一月ごとに謝金支払いのために必要な書類を本省局長あて提出するものとする（別添の謝金支払規程に従うこと）。

5 年間計画

(1) 年間計画の策定等

推進団体として認定されたときは、労災保険の収支状況、労働災害の発生状況等を勘案して、次の事項を内容とする年間計画を策定するものとする。年間計画は、原則として各年度の4月末日までに本省局長あて提出するものとする（様式第16号）。

なお、年間計画は収支改善コンサルタントの指導及び助言をもとに策定するものとする。

イ 年間の重点的取組実施事項

ロ 地方支部への強化指導活動の内容

ハ 当該団体に属さない事業主に対する収支改善対策の啓蒙指導

- ニ 講習会における講師派遣や専門的分析等の依頼等、本省に対し希望する指導・援助の内容
- ホ その他収支改善に関し必要な事項等

(2) 収支改善対策実施状況報告

推進団体は、当年度における収支改善対策実施状況をとりまとめ、次年度の4月5日までに本省局長あて収支改善計画推進状況報告（様式第17号）により報告するものとする。

6 行政側の支援等

(1) 本省における支援

推進団体が自主的に取り組む収支改善活動の円滑な実施を支援するため、本省は次の指導及び援助等を行う。

- イ 収支改善目標の設定等に係る収支状況の数字データの提供
- ロ 講習会の開催や講師派遣等について協力依頼があった場合における必要な援助
- ハ 各種会議での収支改善計画又は年間計画及び活動状況に係る指導
- ニ その他収支改善推進事業の円滑な実施に当たって必要な指導・援助

(2) 謝金の支給

総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントが4(4)により提出した一月ごとの活動実績の報告に基づき、本省局長は委嘱業務に係る謝金を別添の謝金支払規程により支給するものとする。

ただし、総括収支改善推進者については年間20万円、収支改善推進員については一名につき年間30万円、収支改善コンサルタントについては年間50万円をもって謝金の上限額とする。

(3) 推進団体からの指導・援助の申込み

推進団体が労働基準行政に対し指導及び援助等を求めようとするときは、所定の様式（様式第18号）により本省労災補償部労災管理課労災保険財政数理室（以下「本省数理室」という。）にその申込みを行うことができるものとする。

7 行政内部の体制

(1) 本省における体制（収支改善対策推進委員会）

推進団体の認定を受けようとして改善対象業種に係る業界団体から提出のあった書類の審査及び重点指導事項の決定等を行うため、次により、本省に収支改善対策推進委員会（以下「本省推進委員会」という。）を設置する。

- イ 構成

本省推進委員会は、労災管理課長を統括者とし、労働保険徴収課、監督課、労災管理課、補償課、計画課、安全課、労働衛生課、化学物質調査課及び賃金時間課の各担当官を構成員（以下「担当官」という。）とする。

ロ 本省推進委員会の業務

- (イ) 推進団体の認定を受けようとして提出のあった書類の審査
- (ロ) 推進団体に対する重点指導事項の決定
- (ハ) 推進団体の活動状況の総括評価
- (ニ) その他運営に関し必要な事項についての協議

ハ 会 議

本省推進委員会は必要に応じて担当官による会議を開催することとする。

統括者は、ロの業務を行うに当たり必要があると認めるときは本省推進委員会の担当官を招集して会議を行うことができるものとする。

ニ 統括代理

本省数理室室長は、統括者を代理するものとする。

ホ 庶務及び連絡窓口

本省推進室の庶務及び推進団体からの相談又は指導依頼等に係る連絡窓口は、本省数理室において行うものとする。

(2) 収支改善対策協議会

労災管理課長は、推進団体の指導等を行うため必要があると認めるときは、総括収支改善推進者、収支改善推進員、収支改善コンサルタント及びその他担当官を召集して次の事項について収支改善のための対策協議会（以下「収支改善対策協議会」という。）を開催することができる。

イ 協議事項

- (イ) 推進団体から提出された収支改善計画及び年間計画に対する指導
- (ロ) 収支改善計画及び年間計画の実施状況の確認及び実施状況を踏まえた計画の推進のための指導
- (ハ) 推進団体が行った活動実施結果の評価
- (ニ) その他収支改善に関し必要な事項等

ロ 開催手続き

収支改善協議会を開催するときは、少なくとも2ヶ月以上前に対象となる推進団体に対し開催通知を行うものとする（様式第19号）。通知を行うに当たり、収支改善対策協議会用の資料を推進団体に用意するよう指示を行うことができるものとする。

ニ 庶 務

収支改善協議会の庶務は、本省数理室において行うものとする。

8 収支改善コンサルタントと労働基準行政との連携

本省局長が委嘱する収支改善コンサルタントは、推進団体の活動状況及び業界の実態等を専門的な視点から分析し推進団体が効果的な活動を展開していけるよう、本省との連携を図りながら次の業務を行うものとする。

(1) 本省推進委員会への出席

本省推進委員会の総括者は必要と認めるとき本省推進委員会の会議に収支改善コンサルタントを出席させ、推進団体の活動状況及び業界の実態等を聴取したうえ推進団体の指導のあり方等について必要な指示を行うことができるものとする。

また、収支改善コンサルタントは必要に応じて本省数理室と連携を図り、推進団体の効果的な活動のあり方等について意見交換を行うものとする。

(2) 推進団体に対する指導・援助

本省推進委員会の会議における指示及び本省数理室との意見交換等を踏まえ、収支改善コンサルタントは推進団体が作成する収支改善計画、年間計画及びその活動内容等について必要な指導及び援助を行うものとする。

(3) 地方支部及び個別事業場に対する指導・援助

収支改善コンサルタントは、効果的な収支改善活動を推進していく上で必要と認めるときは推進団体の地方支部及び個別事業場に対して直接指導及び援助を行うことができるものとする。

また、個別事業場において発生した労働災害を分析する必要があるとき、現地に赴き必要な調査を行うことができるものとする。

(4) 本省への報告事項

収支改善コンサルタントが本事業における職務遂行の過程で知り得た事項で今後の収支改善活動の推進に当たって重要となる事項については、本省数理室に所定の様式（第20号）より報告することとする。

収支改善コンサルタントからの報告を受け、本省数理室は報告内容について担当官等との協議の上、推進団体の当該活動を改善させる必要がある、あるいは先進的な活動として他の推進団体に普及する必要がある等の判断を行い必要な対応をするものとする。

労災保険収支改善推進事業「様式集」

労災保険収支改善推進事業「推進団体」認定申請書

労働基準局長 殿

団 体 名

団体の代表者

印

労災保険収支改善推進事業における「推進団体」として認定を受けたいので関係書類を添付した上申請いたします。

なお、当団体の詳細は下記のとおりです。

記

1 団体の概要

業 種	
団 体 の 概 要	

2 これまで取り組んだ活動内容の概要

項 目	活 動 内 容

3 団体の組織図等

別紙のとおり。（下記(注)3を参照のこと。）

(注) 1 上記1の概要には、団体の設立目的及び経緯を簡潔に記入すること。

2 上記2については、これまで団体として自主的に取り組んできた労働災害防止活動、収支改善活動について記載するとともに、参考となる資料があればそれを添付すること。

3 上記3については、組織図、各々の役割、構成規模（会員事業所数、労働者数、組織率）、地方支部組織の体制の概要（地方支部数、地方支部の組織図、会員事業場数）について、任意の様式により、この申請書に添付すること。（既存のパンフレット等の添付でもよい。）

「推進団体」認定通知書

平成 年 月 日

団 体 名

団体の代表者

労働基準局長

貴 〃 を労災保険収支改善推進事業における「推進団体」として認定するので、収支改善活動を推進するための体制を整備の上、計画的な対策を講じられたい。

なお、認定期間及び認定対象業種は下記のとおりである。

記

認定期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定対象業種

収支改善推進事業 収支改善計画書

団 体 名

団体の代表者

印

(※ A4版2枚に取りまとめ、必要に応じ別紙を添付すること。)

業 種	
-----	--

1 収支等の現状と改善目標

(1) 前年度までの3年間の収支状況及び新規受給者数等の状況

収 支 率			新 規 受 給 者 数			新規年金者数	葬祭件数
平成	年度	%	平成	年度	人	人	件
平成	年度	%	平成	年度	人	人	件
平成	年度	%	平成	年度	人	人	件

(注) 近年の収支率及び新規受給者数等は、別紙「参考資料」を参照のこと。

(2) 収支悪化の原因分析 (災害分析、保険料分析)

(注) 近年の収支状況について、上記(1)の収支状況及び新規受給者の発生原因となった災害状況等から分析し、収支改善の対策にとって効果的と思われる検討を行った内容について記入すること。

(3) 3年度間の収支改善活動の取組結果による収支率及び新規受給者数の達成目標

①	平成	年度	における収支率は	%	を目標とする。
②	平成	年度	における新規受給者数は	人	を目標とする。

(注) 本事業による3年度間の活動結果により最終年度に達成しようとする目標の収支率及び新規受給者数を記入すること。

2 収支改善対策

(1) 労働災害防止対策

実施項目	計画の内容

(注) 実施項目には安全意識の向上に関する事及び安全衛生管理の推進に関する事等に関しどのような活動を実施していくのかについて記入し、具体的に計画した活動内容（方法や時期等）を記入すること。

(2) 収入増対策（未参入事業場対策を含む。）

実施項目	計画の内容

(注) 実施項目にはどのような活動を実施していくのかについて記入し、具体的に計画した活動内容（方法や時期等）を記入すること。

(3) 3年間の重点的取組事項及びスケジュール

平成 年度	重点的取組事項	
	スケジュール	
平成 年度	重点的取組事項	
	スケジュール	
平成 年度	重点的取組事項	
	スケジュール	

(注) 各年度の重点的に取り組む活動内容を記入するとともに、主な活動の実施についてスケジュールを記入すること。

総括収支改善推進者推薦書

労働基準局長 殿

団体名
団体の代表者

印

下記の者を総括収支改善推進者に推薦します。

ふりがな				性別	生 年 月 日
氏 名				男 ・ 女	大正・昭和 年 月 日 () 歳
現 住 所	〒 _____ Tel () - _____				
連 絡 先 (現住所と異なる場合)	〒 _____ Tel () - _____				
団体での役職			現職 (所属会社・役職)		
職 歴	(年 月) (年 月) (年 月)				
資 格	(取得 年 月 日) (取得 年 月 日) (取得 年 月 日)				

(注) 「職歴」及び「資格」の欄には、安全衛生又は労災保険の業務に関するものについて記入すること。

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印
(推薦される者の氏名押印)

収支改善推進員推薦書

労働基準局長 殿

団 体 名
団体の代表者

印

下記の者を収支改善推進員に推薦します。

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名		男 ・ 女	大正・昭和 年 月 日 () 歳
現 住 所	〒 Tel () -		
連 絡 先 (現住所と異なる場合)	〒 Tel () -		
団体での役職		現職 (所属会社・役職)	
職 歴	(年 月) (年 月) (年 月)		
資 格	(取得 年 月 日) (取得 年 月 日) (取得 年 月 日)		

(注) 「職歴」及び「資格」の欄には、安全衛生又は労災保険の業務に関するものについて記入すること。

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(推薦される者の氏名押印)

収支改善コンサルタント推薦書

労働基準局長 殿

団 体 名
団体の代表者

印

下記の者を収支改善コンサルタントに推薦します。

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名		男 ・ 女	大正・昭和 年 月 日 () 歳
現 住 所	〒 Tel () -		
連 絡 先 (現住所と異なる場合)	〒 Tel () -		
推 薦 要 件 (該当するものに○)	1. 安全衛生管理士 (資格取得年月日 . .) 2. 衛生管理士 (. .) 3. 労働安全コンサルタント (. .) 4. 労働衛生コンサルタント (. .) 5. 労働基準行政経験者 (最終職歴) 6. その他 ()		
職 歴	(年 月) (年 月) (年 月)		

(注) 「職歴」の欄には、安全衛生又は労災保険の業務に関するものについて記入すること。

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(推薦される者の氏名押印)

平成 年 月 日

労働基準局長 殿

団 体 名

団体の代表者

印

「推進団体」認定取消申請書

平成 年 月 日付けをもって認定のあった労災保険収支改善推進事業における「推進団体」について、下記理由により認定取消を申請いたします。

1 認定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 認定取消を申請する理由

(注) 当初の収支改善計画を実施することが困難となった事情等、認定取消を申請する理由を記述する。

「推進団体」認定取消通知書

団体名

代表者

殿

貴 〃 を労災保険収支改善推進事業における「推進団体」とする認定
は、下記日付をもってこれを取り消す。

平成 年 月 日

労働基準局長

総括収支改善推進者委嘱状

平成 年 月 日

殿

厚生労働省労働基準局長

貴殿を労災保険収支改善推進事業における「総括収支改善推進者」に委嘱する。

なお、任期、担当する推進団体及び職務内容は以下のとおりである。

1 任期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 担当する推進団体

3 職務内容 「労災保険収支改善推進事業実施要綱」による。

辞 任 届

平成 年 月 日

労働基準局長 殿

氏名 _____ 印

今般、下記の理由により
〔 総括収支改善推進者
収支改善推進員
収支改善コンサルタント 〕 を辞任したいので、お届けい
たします。

辞任理由

辞任承諾書

殿

貴殿を労災収支改善推進事業における「
」とする委嘱は、下記日
付をもってこれを解く。

平成 年 月 日

労働基準局長

収支改善推進員委嘱状

平成 年 月 日

殿

厚生労働省労働基準局長

貴殿を労災保険収支改善推進事業における「収支改善推進員」に委嘱する。

なお、任期、担当する推進団体及び職務内容は以下のとおりである。

1 任期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 担当する推進団体

3 職務内容 「労災保険収支改善推進事業実施要綱」による。

収支改善コンサルタント委嘱状

平成 年 月 日

殿

厚生労働省労働基準局長

貴殿を労災保険収支改善推進事業における「収支改善コンサルタント」に委嘱する。

なお、任期、担当する推進団体及び職務内容は以下のとおりである。

1 任期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 担当する推進団体

3 職務内容 「労災保険収支改善推進事業実施要綱」による。

平成 年 月 日

収支改善コンサルタント活動計画書（平成 年度）
（推進団体名 ）

労働基準局長 殿

平成 年度における活動計画は以下のとおりです。

収支改善コンサルタント

氏名 _____ 印

1 本年度の活動目標

--

(注) 重点項目として取り組む目標を記入すること。

2 本年度の活動内容及びスケジュール

項 目	計 画 内 容

(注) 項目には、安全意識の向上に関する事、安全衛生管理の推進に関する事、収入改善に関する事及びアウトサイダー対策に関する事等を記入すること。

また、計画内容には具体的な実施事項（例えば安全セミナーの開催、安全パトロール、健康保持増進対策、健康診断実施の促進、滞納事業場に対する指導、特徴的災害の分析及び対策の検討等）及び実施時期について記入すること。

平成 年 月 日

収支改善コンサルタント活動実績報告書（平成 年度）
（推進団体名）

労働基準局長 殿

平成 年度に実施した活動は以下のとおりです。

収支改善コンサルタント

氏名 _____ 印

1 収支改善計画・年間計画の策定及び推進に関し行った指導・助言の実績

(注) 行った活動実績は、具体的かつ簡潔に記入すること。書ききれない場合は別紙を添付すること。以下2から5についても同様。

2 災害の要因分析及び収支分析を行った実績

3 収支改善の活動方法に関し推進団体に対し行った指導及び助言の実績

--

4 個別事業場に対し行った指導の実績

--

5 その他収支改善のために実施した活動

--

収支改善推進事業 年間計画書 (平成 年度分)
(推進団体名)

労働基準局長 殿

団 体 名

代 表 者

印

労災保険収支改善推進事業における本年度の年間計画は、下記のとおりです。

1 重点的取組実施事項

項 目	計 画 の 内 容
1 災害防止に係る事項	
2 収入改善に係る事項	
3 その他の事項	

2 地方支部への強化指導活動

項 目	計 画 の 内 容
(1) 災害防止に係る事項	

項 目	計 画 の 内 容
(2) 収入改善に係る事項	
(3) その他の事項	

3 未参入事業場に対する対策

項 目	計 画 の 内 容

4 その他の事項

項 目	計 画 の 内 容

(注) 1 年間スケジュールを添付すること。

2 上記1から4の項目には、別表に示す項目を参考に具体的な実施事項を記入し、当該事項をどのように実施していくのかを計画の内容に記述すること。

3 年間計画書はA4版2枚になるよう簡潔に記述し、必要に応じ別紙を添付する方法によりとりまとめること。

上記年間計画の策定に参画したことを証します。

収支改善コンサルタント

印

5 総括収支改善推進者として本年度特に重点的に活動する事項

項 目	計 画 内 容

総括収支改善推進者

_____ 印

(注) 項目には、安全意識の向上に関する事、安全衛生管理の推進に関する事、収入改善に関する事及びアウトサイダー対策に関する事等を記入すること。

また、計画内容には具体的な実施事項（例えば特徴的災害の分析及び対策の検討、収支状況の分析、安全衛生セミナーの開催及び健康保持増進対策に関する企画立案、未手続事業場に対する加入促進及び収支改善活動の啓蒙等に関する企画立案等）及び活動予定時期について記入すること。

6 収支改善推進員として本年度特に重点的に活動する事項

項 目	計 画 内 容

収支改善推進員（代表者一名）

_____ 印

(注) 項目については、上記5の総括収支改善推進者に係る注を参照のこと。また、計画内容には具体的な実施事項（例えば安全衛生大会、安全セミナーの開催、安全パトロール、健康保持増進対策、健康診断実施の促進、講習会、個別事業場指導、労災保険制度についての広報活動、収支改善活動の啓蒙のためのパンフレットの作成配布等）及び実施時期について記入すること。

別表（参考）

災 害 防 止 に 係 る 事 項	
1 安全意識の向上に関すること (1) 経営首脳に対する安全衛生セミナーの開催 (2) 安全衛生大会の開催 (3) 地区の安全衛生講習会の開催（(1)を除く。） (4) ポスター、標語等の掲示 (5) 広報誌、機関誌等による啓発 (6) 災害事例集の作成及び活用 (7) ガイドラインの周知徹底 (8) 災害防止等の強化月間の設定 (9) 行政側が主催する大会等への参加 (10) 安全衛生活動に必要な機材等の整備	2 安全衛生管理の推進に関すること (1) 安全パトロール (2) 健康診断実施の促進 (3) 快適職場の形成促進 (4) 作業環境測定実施の促進 (5) 定期自主点検実施の促進 (6) 健康保持増進対策の実施

収 入 改 善 に 係 る 事 項
(1) 労働保険に関する説明会の開催 (2) 労働保険制度についての広報活動（(1)を除く。） (3) 未手続事業場に対する加入促進 (4) 労働保険事務組合の設立の働きかけ (5) 滞納事業場に対する指導

そ の 他 の 事 項
(1) アウトサイダーを対象とする講習会の開催 (2) アウトサイダー事業場に対する個別指導 (3) 収支改善活動の啓発のためのパンフレット等の作成・配布 (4) 災害分析と有効な防止対策の検討 (5) 収支状況の分析と効果的な対策の検討

平成 年 月 日

収支改善推進事業 実施結果報告書 (平成 年度)
(推進団体名)

労働基準局長 殿

団 体 名
代 表 者 印

労災保険収支改善推進事業において平成 年度に取り組んだ活動の実施結果は、下記のとおりです。

1 本年度の活動状況について

(1) 労働災害防止対策活動

当 期 計 画	実 施 事 項

(注) 年度当初の計画を記入のうえ、項目ごとに実施内容を記入すること。

(2) 増収対策活動（未参入事業場対策活動を含む）

当 期 計 画	実 施 事 項

2 収支改善活動を進める上での問題点

--

3 今期活動の評価と来期の対応策

--

(注) 報告書はA4版2枚になるよう簡潔に記述し、必要に応じ別紙を添付する方法によりとりまとめること。

収支改善推進事業 支援要請書 (平成 年度)
(推進団体名)

労働基準局長 殿

団 体 名

代 表 者

印

労災保険収支改善推進事業の運営にあたり、下記のとおり支援を要望したいのでよろしくお取計らい願いたい。

要 請 す る 支 援 項 目	支 援 内 容 及 び 理 由
1 災害防止に係る事項	
2 収入改善に係る事項	
3 未参入事業場対策	

(注) 要請する支援項目に、支援を希望する内容を記入すること。(例えば、情報の提供、会議等出席依頼、講師派遣依頼、安全パトロール参加依頼、滞納事業場に対する指導等についてどのような支援を希望するのか理由とともに具体的に記入すること。)

平成 年 月 日

団体名

代表者 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長

収支改善対策協議会開催通知書

下記のとおり、収支改善対策協議会を開催するので貴推進団体の総括収支改善推進者、収支改善推進員及び収支改善コンサルタントの出席をお願いします。

なお、収支改善対策協議会の資料として下記2を開催日5日前までに 部準備されたい。

記

1 日時及び場所

日時 平成 年 月 日
午前・午後 時 分から
場所

2 準備する資料（例）

- (1) 平成 年度「年間計画書」（様式第16号）
- (2) 当年度の取組状況と評価（任意様式）
- (3) 今後の活動を行うに当たっての課題（任意様式）
- (4) その他行政側に報告する事項（任意様式）

収支改善コンサルタント重要事項報告書
(推進団体名)

労働基準局長 殿

収支改善コンサルタント

氏名 _____ 印

収支改善活動の推進に当たり、今後の参考となると思われまますので、下記事項について報告いたします。

区 分	事 項 の 詳 細
安全意識の向上に関する事	
安全衛生管理の推進に関する事	
収支改善に係る事項	
アウトサイダー対策に係る事項	
その他に関する事項	

(注) 推進団体の収支改善活動を改善させる必要がある、先進的な活動として他の推進団体に普及する必要がある、その他報告すべきと思われる事項について詳しく記入すること。